

■事業主の皆様へ

●取扱店申込みについて

Q：商品券の取扱店になるにはどうすればいいですか？

A：「大分市プレミアム付商品券取扱店募集要領」に同意の上、所定の「取扱店登録申請書」に必要事項をご記入の上、大分商工会議所本所及び各経営相談センター、野津原町商工会へ持参、又は郵送してください。会議所での審査を経て「登録店許可書」を送付します。

※募集要領、登録申請書は大分商工会議所、大分市、野津原町商工会のホームページでダウンロードできます。また、窓口にもご用意しております。

※野津原地区の事業所は野津原町商工会へ提出してください。

Q：取扱店申請期間はいつまでですか？

A：平成27年5月18日（月）から受け付けております。（8/14を除く平日のみ9：00～17：00）

平成27年6月12日（金）までに申請された取扱店は、「大分市プレミアム付商品券取扱店一覧」に店舗名等が掲載されます。

Q：大分商工会議所、野津原町商工会の会員ではないですが、取扱店にはなれますか？

A：もちろん、ご登録いただけます。但し、換金手数料に違いが出てきますので、この機会に是非ご入会ください。

Q：市内に複数店舗を営営していますが、登録はどうすればいいですか？

A：お手数をお掛けしますが、店舗ごとに登録申請書をご提出ください。

Q：登録手数料や換金手数料は発生しますか？

A：登録手数料は無料となっております。

換金手数料は、大分商工会議所及び野津原町商工会にて会員の事業所は無料。非会員の事業所は下記の手数料を頂いております。

・[非会員 中小取扱店] — 額面の1%（商品券換金の累計額が10万円未満 — 0%）

・[非会員 大型店] — 額面の3%

Q：中小取扱店と大型取扱店の区分はどうなっていますか？

A：中小取扱店 — 店舗面積の合計が1,000㎡以下の小売店、その他業種の店舗

大型取扱店 — ①店舗面積の合計が1,000㎡を超える小売店

②上記の大型店内及び大型店を含む商業施設内、敷地内のテナント

これら、①と②の条件に該当する店舗を大型店と定義します。

Q：「取扱店許可書」が届いた後はどうすればいいですか？

A：ポスター及びステッカーを直接、又は郵送にてお届けいたしますので、商品券利用者が分かりやすい場所に提示してください。また「取扱店許可書」は換金手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

Q：ポスターが複数枚欲しいのですが。

A：可能な限り対応いたしますが、数に限りがございますので、ホームページのPDFファイルをご活用ください。

●商品券の換金について

Q：回収した商品券はどうすればいいですか？

A：使用済み商品券裏面の所定の位置に自店名（登録店舗名と同一のもの）を明記（スタンプ可）し、大分商工会議所又は各経営相談センター、野津原町商工会へ「取扱店許可書」を提示し「商品券換金申出書」に必要事項を明記の上、提出してください。

※恐れ入りますが手続きを円滑にするため、商品券は枚数を確認し、券種ごとに100枚ずつまとめてお持ちください。（まとめる際は接着剤やホッチキス等で綴り合わせず、輪ゴム等をご使用ください。100枚に満たない場合でも、換金手続きは可能です。）

Q：換金手続きの後、入金はいつになりますか？

A：毎月2回、15日と末日の締日と振込日を予定しております。

1日～15日までに換金申請された分は同月末、16日～末日までに換金申請された分は翌15日の入金となります。入金予定日が休日の場合、翌営業日の振込になります。

Q：振込指定先金融機関はどこでも大丈夫ですか？

A：どちらの金融機関でも対応いたします。期間中に指定金融機関を変更される場合は、所定の手続きが必要となりますので、直接お問合せください。

Q：換金には毎月行かないといけませんか？

A：特に定めはありません。但し、換金期間が平成28年1月15日までとなっておりますので、ご注意ください。期間を過ぎての換金には、一切応じられません。

Q：換金に行く際、駐車場はありますか？

A：駐車場、駐輪場はございますが、各所共に台数に限りがございます。

※大分商工会議所本所（長浜町）は有料駐車場となります。

※毎月締日、締日前は混雑が予想されますので、お時間に余裕を持ってお越しください。